

普通免許状『検定』出願の手続き

I 提出書類

1	教育職員検定及び普通免許状授与等願書 <様式第8号>	<ul style="list-style-type: none"> 手数料として 宮城県収入証紙 1,700円(検定) + 3,300円(授与)分 を願書の所定の位置に貼付してください。収入証紙の枚数が多い場合は、願書外側の余白にはみ出さないよう、外側太枠内の余白に貼付するなどし、収入証紙が重ならないように貼付してください。 宮城県収入証紙は、宮城県庁共済事業部・宮城県各合同庁舎売店・宮城県内の銀行等の収入証紙売りさばき所で取り扱っています。 宮城県外に居住する方で宮城県収入証紙を購入できない方は、手数料分の郵便小為替を同封してください（郵便小為替には何も記入しないでください。）。 免許状への旧姓・通称名の併記を希望される場合には、「II 提出方法等」に記載の問い合わせ先へご連絡ください。 								
2	戸籍抄本	<ul style="list-style-type: none"> 出願前3ヶ月以内のものを提出してください。 日本国籍を有しない方の場合は、国籍・氏名・性別・生年月日が確認できる住民票抄本で代えることができます。 								
3	履歴書 <様式第3号>	<ul style="list-style-type: none"> 業務欄が不足する場合は、様式第3号の2を使用してください。 学校教育法第1条に定める高等学校を卒業していない者については、高等学校卒業と同等以上の資格があることを確認する必要があるため、「学歴欄」は小学校入学から記入してください。 								
4	身体に関する証明書 <様式第10号>	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関において受診してください。 宮城県内の現職教職員の場合は、職場の定期健康診断等の検査項目に様式第10号で定める検査項目が全て含まれ、かつ、出願時の身体の状態を定期健康診断等の結果により証明し得ると所属長が認めるときに限り、概ね1年以内に受診した直近の定期健康診断等の結果の写しをもって代えることができます。 ※ 提出の際に所属長を経由しない他都道府県の現職教員及び個人の方は職場の定期健康診断等の結果の写しに代えることはできません。 再検査・精密検査又は治療等を要する検査項目がある場合は、再検査・精密検査の受診状況・検査結果等又は治療等の状況が確認できる資料も併せて提出してください。 								
5	人物に関する証明書 <様式第11号>	<ul style="list-style-type: none"> 証明者が厳封したものを提出してください（開封したものは無効です。）。 所轄庁等（証明責任者）は証明を受ける学校等の種類に応じて次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="454 1059 1409 1151"> <tr> <td>大学附置の国立学校等</td> <td>大学の学長</td> </tr> <tr> <td>公立の学校等</td> <td>学校等を所管する教育委員会、自治体の首長</td> </tr> <tr> <td>私立の学校等</td> <td>学校等を設置する学校法人・社会福祉法人の理事長、宗教法人の代表者</td> </tr> </table> <p>※ 宮城県立学校の場合は、所轄庁等（証明責任者）欄は記入不要です。</p>	大学附置の国立学校等	大学の学長	公立の学校等	学校等を所管する教育委員会、自治体の首長	私立の学校等	学校等を設置する学校法人・社会福祉法人の理事長、宗教法人の代表者		
大学附置の国立学校等	大学の学長									
公立の学校等	学校等を所管する教育委員会、自治体の首長									
私立の学校等	学校等を設置する学校法人・社会福祉法人の理事長、宗教法人の代表者									
6	免許状の写し又は 免許状授与証明書 各種免許証の写し等	<ul style="list-style-type: none"> 基礎免許状の写し又は授与証明書を提出してください。基礎免許状を必要としない場合で、既に授与された免許状があるときは、当該免許状の写し又は授与証明書を提出してください。 看護師・保健師・栄養士・保育士等の免許を基礎資格として出願する場合は、それぞれの免許証の写しを提出してください。 写しはすべてA4判の大きさにコピーし、免許状等の裏面にも記載事項がある場合は、裏面もコピーして提出してください。 特別支援学校教諭の免許状（旧盲・聾・養護学校教諭の免許状を含む。）に新教育領域の追加の定めを受ける場合は、当該免許状の原本を提出してください。 								
7	学力に関する証明書	<ul style="list-style-type: none"> 証明者が厳封したものを提出してください（開封したものは無効です。）。 ※ 免許法認定講習に係る学力に関する証明書は、この限りではありません。 学力に関する証明書は、免許状出願用の証明書で、必要な単位の修得状況が記載されたものです（通常の成績証明書や単位修得証明書とは異なりますので注意してください。）。 免許法別表第5・免許法附則第9項・免許法附則第19項・免許法施行法第2条第1項の規定による出願の場合は、基礎資格を証明する書類として大学又は高等学校の卒業証明書が必要です。 								
8	実務に関する証明書 <様式第7号> <様式第7号の2> <様式第7号の3> <様式第7号の4>	<ul style="list-style-type: none"> 証明者が厳封したものを提出してください（開封したものは無効です。）。 所轄庁等（証明責任者）については上記5の「人物に関する証明書」の場合と同様です。 免許法別表第4の規定による出願の場合は不要です。 証明を受けるための様式は出願の種類に応じて次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="454 1756 1313 1883"> <tr> <td>様式第7号</td> <td>下記以外の出願の場合</td> </tr> <tr> <td>様式第7号の2</td> <td>免許法附則第17項（栄養教諭免許状の特例）による出願の場合</td> </tr> <tr> <td>様式第7号の3</td> <td>免許法施行法第2条第1項（無線・船舶の資格等）による出願の場合</td> </tr> <tr> <td>様式第7号の4</td> <td>免許法附則第18項（幼稚園教諭免許状の特例）による出願の場合</td> </tr> </table>	様式第7号	下記以外の出願の場合	様式第7号の2	免許法附則第17項（栄養教諭免許状の特例）による出願の場合	様式第7号の3	免許法施行法第2条第1項（無線・船舶の資格等）による出願の場合	様式第7号の4	免許法附則第18項（幼稚園教諭免許状の特例）による出願の場合
様式第7号	下記以外の出願の場合									
様式第7号の2	免許法附則第17項（栄養教諭免許状の特例）による出願の場合									
様式第7号の3	免許法施行法第2条第1項（無線・船舶の資格等）による出願の場合									
様式第7号の4	免許法附則第18項（幼稚園教諭免許状の特例）による出願の場合									

※ **複数の免許状を出願する場合**でも、出願する免許状ごとに上記の書類をそれぞれ全てそろえてください。ただし、2、3及び4については2通目からは写しで差し支えありません。

II 提出方法等

宮 城 県 内 の 現 職 教 員	県立学校の教職員	出願者 → 校長 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県教育庁教職員課育成・免許班（宮城県庁16階） 電話：022-211-3639
	市町村立学校等の教職員 (仙台市立学校等・石巻市立 高等学校・市町村立幼保連 携型認定こども園を除く。)	出願者 → 校(園)長 → 市町村教育委員会 → 各教育事務所 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】各教育事務所 担当等は各教育事務所のホームページで確認してください。
	仙台市立学校等の教職員	出願者 → 校(園)長 → 仙台市教育委員会 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目5番12号 仙台市教育局学校教育部教職員課（仙台市役所上杉分庁舎14階） 電話：022-214-8873
	石巻市立高等学校の教職員	出願者 → 校長 → 石巻市教育委員会 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県教育庁教職員課育成・免許班（宮城県庁16階） 電話：022-211-3639
	宮城教育大学附属学校等の 教職員	出願者 → 校(園)長 → 宮城教育大学附属学校課 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県教育庁教職員課育成・免許班（宮城県庁16階） 電話：022-211-3639
	上記以外の現職教職員 (私立の小・中・中等教育・高 等・特別支援学校の教職員及 び私立の幼稚園教諭・幼保連 携型認定こども園の保育教諭 等)	出願者 → 校(園)長 → 理事長(代表者)又は設置者 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 (郵送先) 宮城県教育庁教職員課育成・免許班（宮城県庁16階） 電話：022-211-3639
他都道府県の現職教職員	出願者 → 宮城県教育委員会 【問合せ先】〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 (郵送先) 宮城県教育庁教職員課育成・免許班（宮城県庁16階） 電話：022-211-3639	
現職教職員ではない個人		

- ※ 学校等以外の教育機関等に勤務する現職職員の場合は、それぞれ学校等の区分に準じて出願書類を提出してください。
- ※ 出願書類を郵送で提出する場合は、事故防止のため簡易書留扱いで送付してください。
- ※ 免許状は上記と逆の流れで送付されます。宮城県教育委員会からの受取方法は以下のとおりです。
上記と逆の流れで宮城県教育委員会以外の機関から送付される場合の受取方法については、それぞれの機関にお問い合わせください。

受 取 方 法	直接受け取る場合	免許状を受け取ることができるようになりましたら連絡します。 平日の「午前8時30分～正午」又は「午後1時～午後5時15分」に来庁してください。
	郵送で受け取る場合	簡易書留扱いで送付しますので、切手を貼付した返信用の封筒（角型2号（A4判が入る大きさ）で住所及び氏名を記入したもの）を出願時に提出してください。 ※ 郵送料（切手） 免許状1～2枚→490円 3～4枚→530円

III 出願受付期間・免許状交付日等

受付期間	4月～1月（2～3月は受付していません。）
締切日	毎月25日（当該年度の最終締切日は1月25日です。）
授与日	受付月の翌月1日付け（免許状に記載される授与年月日になります。）
発送日	受付月の翌月下旬（免許状を引き渡し又は発送できる時期です。）

- ※ 宮城県内の学校等に4月から採用される等の特別の事情がある場合は別途ご相談ください。